

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は真狩村教育委員会(以下「教育委員会」という。)

が行う法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 村長又は教育委員会は、法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和3年9月17日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則(令和7年6月23日条例第16号)

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

附 則(令和7年9月22日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、令和7年9月16日から適用する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 村長	真狩村子ども医療費の助成に関する条例(令和7年条例第14条)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの
2 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号)による重度心身障害者及びひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの
3 村長	住登外者宛名番号管理機能(村の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 村長	真狩村子ども医療費の助成に関する条例(令和7年条例	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住

	<p>第14号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの</p>	<p>民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2 村長	<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例</p>	<p>住民票関係情報、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報又は住登外</p>

	第2号)による重度心身障害者及びひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるもの	者宛名情報であって規則で定めるもの
3 村長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による保育の必要性の認定に関する事務であって、規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 村長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付に関する事務であって、規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 村長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 村長	予防接種法(昭和23年法律	住民票関係情報、地方税関係情報及

	第68号)による予防接種の 実施、給付の支給又は実費 の徴収に関する事務であっ て規則で定めるもの	び医療保険給付関係情報又は住登外 者宛名情報であって規則で定めるも の
7 村長	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律による自立支援給 付の支給又は地域生活支援 事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及 び医療保険給付関係情報であって規 則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による自立支援給付の 支給又は地域生活支援事業の実施に 関する情報(以下「自立支援給付等関 係情報」)又は住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの
8 村長	高齢者の医療の確保に関す る法律による後期高齢者医 療給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって 規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 医療保険給付関係情報及び自立支援 給付等関係情報又は住登外者宛名情 報であって規則で定めるもの
9 村長	障害者虐待防止、障害者の 擁護者に対する支援等に関 する法律による障害者虐待 の防止、保護及び自立の支 援並びに養護者に対する支 援の実施に関する事務であ って規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 医療保険給付関係情報及び自立支援 給付等関係情報であって規則で定め るもの 介護保険法(平成9年法律第123号)によ る保険給付の支給又は保険料の徴収 に関する情報(以下「介護保険関係情

		報」という。)又は住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの
10 村長	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の実施に関する事務 で規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、自立支援給付等関係情報及び介護保険関係情報 又は住登外者宛名情報であって規則 で定めるもの
11 村長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導等の実施に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、自立支援給付等関係情報及び介護保険関係情報 又は住登外者宛名情報であって規則 で定めるもの
12 村長	真狩村営住宅管理条例(平成9年条例第10号)によるその他の住宅等の管理に関する事務であって、規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び自立支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	村長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助	村長	住民票関係情報、地方税関係情報及

	の実施に関する事務であって規則で定めるもの		び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	村長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの